

## 白馬村行政視察受入れに関する要綱

令和7年8月1日  
白馬村告示第59号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、白馬村が行政視察（以下「視察」という。）を受け入れ、村が保有する行政情報等を提供する際の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、「視察」とは、地方公共団体の議員や職員等（大学及び民間企業等の研究における情報収集、ヒアリング等を含む）が、自治体運営や政策立案及び先進的な取組や課題解決策を学ぶために現地を訪問し、又はオンラインにより、視察・調査を行うことをいう。

### (事務分担)

第3条 視察の受付及び受入れに関する事項は、当該視察の目的事項を所管する課等（以下「所管課」という。）が行う。

### (申込み)

第4条 視察を希望する者（以下「視察者」という。）は、白馬村行政視察申込書（様式第1号）により申し込むものとする。

2 視察者は、前項の申込みを視察希望日の30日前までに行うものとする。ただし、村長が特に認めるときは、この限りでない。

### (受入れの可否)

第5条 所管課は、前条の規定による申込みを受けたときは、受入れの可否について白馬村行政視察決定通知書（様式第2号）により、視察者に通知する。

### (視察費)

第6条 視察者は、視察に係る人件費相当額及び資料代相当額等に係る経費（以下「視察費」という。）として、次の各号に規定する金額を支払うものとする。ただし、視察の過程において有料施設の入館料、外部講師委託料等が発生したときは、視察者が別に負担するものとする。

(1) 視察時間が2時間以内の場合は、1回あたり30,000円、視察者1名につき1,000円

(2) 視察時間が2時間を超える場合は、前号の金額に加えて1時間ごとに5,000円

### (視察費の減額又は免除)

第7条 村長が特に必要と認めるときは、前条の規定による視察費を減額又は免除することができる。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に村長が定める。

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行する。ただし、令和7年8月1日以前に視察申込のあったものは、この限りでない。

